

休日保育を利用される保護者の方へ

日曜・祝日に仕事の都合等で保育できない方のために、休日保育を実施していますのでご利用ください。

なお、休日保育を利用する場合は、7日間連続した保育はせず、週1日以上利用しない日（代替休日）を設けるようお願いいたします。

実施保育園・定員・対象児童

【実施保育園】

- 岩神保育園（岩神町二丁目5-12） 電話：027-231-1696
- 前橋東保育園（文京町四丁目9-13） 電話：027-221-5001
- 大胡第三保育園（樋越町701-2） 電話：027-284-0055

【利用定員】

各保育園おおむね10人（先着順）



【対象児童】

以下の①～③のいずれかの要件を満たす場合

- ①前橋市内に住所を有している保育所（園）、認定こども園に入所中（2号・3号認定の方）で、保護者が仕事のための理由により日曜及び祝日に保育できない児童。
- ②保護者が休日に通常（一定期間）勤務しており、祖父母も保育ができない場合。
- ③その他真にやむをえない理由により保護者が休日に保育できない場合。

保育時間・利用料金

保育時間 8：30～16：30

利用料金 保護者負担額なし（令和元年10月から）

※キャンセルは、利用日の3日前までをお願いします。お子様の突然の体調不良で預けられない場合等を除き、当日のキャンセルはなるべくしないようにお願いいたします。

※開所日は、各実施園にお問い合わせください。

問い合わせ先：①休日保育実施保育園

岩神保育園 Tel231-1696 前橋東保育園 Tel221-5001 大胡第三保育園 Tel284-0055

②前橋市役所子育て施設課（前橋市保健センター2階）

〒371-0014 前橋市朝日町三丁目36番17号

Tel：027-220-5705

利用のながれ・利用方法

① 年度当初、もしくは利用する1月前までに「休日保育申込書」に必要事項を記入し、通所園または、前橋市子育て施設課に提出してください。

面接を行う場合もあります。また、持ち物や送迎時間等について、事前に休日保育実施園に直接確認してください。

(必要書類) 休日保育申込書、休日勤務証明書(休日保育申込用)※

※父母両方について必要です。

※休日の勤務が固定勤務の場合は、年度当初(または、利用開始時)の休日保育申込書と同時提出の年1回の提出となります。

※休日の勤務が変動・シフト勤務の場合は、月毎に提出してください。

原則、利用月分の休日勤務証明書(休日保育申込用)を前月25日までに提出してください。

② 申請後、実際の利用は、利用希望日7日前(土日祝日を除いて数える)までに直接休日実施保育園へお申し込みください。

③ 緊急の場合は、休日実施保育園に相談してください。

利用上の注意点

① 申込内容に変更を生じた場合は、速やかにご連絡ください。

② 休日保育の利用申請は、年度ごとに申請していただくことになります。

③ 休日保育は、児童の負担を考慮し、最小限度の利用になるようお願いします。休日保育を利用した場合は、7日間連続した保育はせず、週1日以上利用しない日(代替休日)を設けるようお願いいたします。

④ 保育実施の必要上、お子様が在籍中の保育園に対して、直近の保育状況等の照会や休日の保育状態について情報提供を行いますので、ご了承ください。

⑤ 期限内の利用予約であっても、申込み多数の場合は、お断りすることがあります。

⑥ 必要書類を提出していただけない、送迎時間等を守っていただけない場合は、ご利用をお断りする場合があります。

⑦ 体調不良のため集団保育が困難と判断したときはご利用できませんので、ご注意ください。

問い合わせ先:①休日保育実施保育園

岩神保育園 TEL231-1696 前橋東保育園 TEL221-5001 大胡第三保育園 TEL284-0055

②前橋市役所子育て施設課(前橋市保健センター2階)

〒371-0014 前橋市朝日町三丁目36番17号

TEL:027-220-5705